

福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱

平成11年8月10日

11 管 達 第 37 号

総 務 部 長 通 知

最終改正 令和7年3月7日 6総厚第4801号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号。以下「告示」という。）に規定する競争入札に参加する物品関係の業者の資格審査及び格付に必要な事項並びに物品等の競争入札に係る指名及び発注の基準を定めるものとする。

(等級の格付基準)

第2条 告示第2の1に規定する各等級への格付は、別表第1の格付基準表によるものとする。

(格付の審査)

第3条 告示第2の2に規定する審査は、審査事項ごとに別表第2の審査事項別付与得点表により行うものとし、各審査事項の付与得点の合計を総合得点として別表第1の格付基準表により格付を決定するものとする。ただし、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号の一般電気事業者については、「流動比率」を除く各審査事項の付与得点の合計に75分の100を乗じたものを総合得点とする。

(格付の決定)

第4条 知事は、前条の規定により格付を決定するに当たっては、あらかじめ福岡県競争入札制度審査会の審査に付するものとする。

(指名等の基準)

第5条 競争入札に係る指名及び発注については、別表第3の指名（発注）基準表によるものとする。ただし、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第238条の2の規定により物品を購入する場合にあってはこの限りでない。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年9月8日一部改正）

この要綱は、平成12年9月8日から施行し、改正後の福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の規定は、平成12年10月1日以降に発効する入札参加資格から適用する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、改正後の福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の規定（第5条ただし書を除く。）は、平成17年10月1日以降に発効する入札参加資格から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、改正後の福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の規定（第5条ただし書を除く。）は、平成19年10月1日以降に発効する入札参加資格から適用する。

附 則（平成21年9月8日一部改正）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成25年1月29日一部改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 有効期限が平成25年9月30日までの入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月1日一部改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 有効期限が平成27年9月30日までの入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則（平成27年5月29日一部改正）

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年4月28日一部改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月28日から施行する。
- 2 有効期限が平成29年9月30日までの入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月26日一部改正）

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月4日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 有効期限が平成31年9月30日までの入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年8月9日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の一部を改正する要綱（平成30年7月4日30総厚第5803号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた有効期限が平成31年9月30日までの入札参加資格については、この要綱の施行後もなお従前の例による。

附 則 (平成31年1月9日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の一部を改正する要綱（平成30年8月9日30総厚第8301号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた有効期限が平成31年9月30日までの入札参加資格については、この要綱の施行後もなお従前の例による。

附 則 (令和3年3月29日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 有効期限が令和3年9月30日までの入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年10月12日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 有効期限が令和5年9月30日までの入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月12日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の一部を改正する要綱（令和3年10月12日3総厚第10304号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた有効期限が令和5年9月30日までの入札参加資格については、この要綱の施行後もなお従前の例による。

附 則 (令和5年2月22日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 有効期限が令和5年9月30日までの入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月7日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 有効期限が令和7年10月31日までの入札参加資格については、なお従前の例による。

別表第1 格付基準表

等級	総合得点
AA	80点以上
A	50点以上79点以下
B	49点以下

別表第2 審査事項別付与得点表

審査事項	区分	付与得点
従業員数	10人未満	2点
	10人以上 20人未満	4点
	20人以上 50人未満	6点
	50人以上 100人未満	8点
	100人以上	10点
年間売上高	7千万円未満	10点
	7千万円以上 15千万円未満	15点
	15千万円以上 25千万円未満	20点
	25千万円以上 50千万円未満	25点
	50千万円以上 100千万円未満	30点
	100千万円以上 200千万円未満	35点
	200千万円以上	40点
自己資本金	0円以上 百万円未満	4点
	百万円以上 3百万円未満	6点
	3百万円以上 10百万円未満	8点
	10百万円以上 20百万円未満	10点
	20百万円以上 50百万円未満	12点
	50百万円以上	15点
流動比率	50%未満	0点
	50%以上 65%未満	5点
	65%以上 80%未満	8点
	80%以上 95%未満	12点
	95%以上 115%未満	18点
	115%以上 130%未満	22点
	130%以上	25点
経営年数	6年未満	2点
	6年以上 11年未満	4点
	11年以上 16年未満	6点
	16年以上 21年未満	8点
	21年以上	10点
地域貢献活動項目	付表に掲げるとおり	付表において該当する区分ごとの配点の合計（その合計が20点を超える場合は20点）

別表第3 指名（発注）基準表

等級	予定価格
AA	無制限
A	3,200万円未満
B	250万円未満

- 1 指名競争入札に係る業者選定においては地域性等を考慮し、選定業者総数の半数以内において直近下位の等級に属する者を含めることができること。
- 2 一般競争入札において競争性が確保できないと見込まれるときは、直近下位の等級に属する者を入札に参加させることができること。
- 3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に基づく一般競争入札においては、一連の契約を分割し発注することとも考えられることから、必ずしも1件ごとの発注予定金額が同令で定める額（総務大臣が定める額）を超えることとはならないため、発注機関においては発注形態等を考慮して競争性を高めるよう配慮すること。

付表

区分		配点
雇用に対する取組	(1) 70歳以上まで働ける制度を導入している場合	3点
	(2) 新たな雇用により正規雇用従業員（期間の定めがなく直接雇用されている者をいう。）が増加し、かつ、福岡県による「働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」の登録を受けている場合	3点
	(3) 協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した場合	3点
	(4) 児童養護施設等を退所した者を正規従業員として採用した場合	3点
	(5) 福岡県内で発生した激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に基づき政令で指定された災害をいう。）による被災者を通算3か月以上新たに雇用した場合（被災事業者との下請負契約も含む）	3点
	(6) 福岡県による「働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」の登録を受け、かつ、働き方改革に関する取組みを実施している場合	3点
	(7) 「ふくおかアスリートナビゲーション登録企業」に登録され、アスリート採用活動等を行っている場合	3点
障がい者雇用	(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）に規定する雇用状況の報告義務があるものが、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在において、法に規定する法定雇用障害者数と同数の障がいのある人を雇用している場合	5点
	(2) (1)の場合において法定雇用障害者数を超えて雇用している場合	(1)に掲げる配点に5点を加算した点
	(3) 法に規定する雇用状況の報告義務がないものが、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在において、障がいのある人を雇用している場合	(2)に掲げる点
出会い・子育て応援	(1) 福岡県による「子育て応援宣言企業登録制度」に基づき「福岡県子育て応援宣言企業・事業所」の登録を受けている場合	3点
	(2) 福岡県による「子育て応援の店推進事業」に基づき「子育て応援の店」の登録を受けている場合	3点
	(3) 福岡県の「出会い応援団体」の登録を受けている場合	3点
防災等への取組	(1) 以下のいずれかに該当する場合 ・福岡県と「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書」を締結している場合 ・福岡県と県内全域を対象とする防災協定を締結している場合 ・福岡県と災害廃棄物の処理等の協力に関する協定を締結する団体の会員であり、災害時対応に協力する者であると同団体が証明する場合 ・福岡県と「災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」を締結する福岡県建築物災害対策協議会の構成団体の会員であり、又は「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結する一般社団法人日本木造住宅産業協会若しくは一般社団法人全国木造建設事業協会の会員であり、災害時対応に協力する者であると同団体が証明する場合 ・福岡県と「災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定」を締結する団体の会員であり、災害時対応に協力する者であると同団体が証明する場合	3点 (複数該当でも3点まで)
	(2) (1)の防災協定に基づく福岡県の要請により、過去3年間に災害時の活動を行った場合	3点
	(3) 市町村による「消防団協力事業所」の認定を受けている場合	3点
	(4) 口蹄疫等防疫支援に関し、農林事務所長が締結する地域協定において「緊急支援業務協力会社」として定められている場合、または家畜保健衛生所長と協定を締結している場合	3点
交通安全・防犯活動	(1) 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号）に基づき「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録を受けている場合	3点
	(2) 福岡県の「みんなで防犯応援隊運動」の趣旨に賛同し、「みんなで防犯応援隊」の登録を受けている場合	3点

労働安全衛生への取組	(1) 福岡県による「働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所」の登録を受けている場合	3点
	(2) 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」制度に基づき登録を受けている場合	3点
環境への配慮	(1) 福岡県による「エコ事業所」登録制度に基づき登録を受けている場合	3点
	(2) エコアクション21の認証・登録を受けている場合	3点
	(3) ISO（国際標準化機構）14001認証を取得している場合	3点
	(4) 県産リサイクル応援事業所として登録を受けた事業所のうち、一定額以上県産リサイクル製品を使用した場合	3点
	(5) 「ふくおかプラごみ削減協力店」に登録されている場合	3点
経営革新	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき「経営革新計画」の承認を受けている場合	3点
道路・河川愛護活動	(1) 福岡県による「さわやか道路美化促進事業」に基づき「実施団体」の認定を受け、必要な要件を満たした場合	3点
	(2) 「福岡県企業協働河川愛護事業」に基づき「河川愛護企業」として登録を受け、必要な要件を満たした場合又は「河川愛護活動支援企業」の登録を受けている場合	3点
人権啓発	(1) 公正採用選考人権啓発推進員を設置し、各公共職業安定所等で実施する公正採用選考に係る研修を受講させた場合	3点
	(2) 福岡県が推進する人権施策に係る研修を受講した場合	3点
建設雇用改善	建設雇用改善優良事業所・功績者表彰に係る事業所又は当該事業所に準ずる取組を実施している事業所である場合	3点
農林漁業応援	「ふくおか農林漁業応援団体」に登録されている場合	3点
女性の活躍推進	「女性の活躍推進評価書」による評価を受け、評価書の有効期間中にある場合、又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画の策定、公表、届出をし、計画期間中にある場合（努力義務となっている事業者、又はえるぼし認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業者に限る。）	3点
暴力団排除活動	(1) 暴力団から離脱した者を雇用した場合	3点
	(2) 不当要求防止責任者講習を受講した場合	3点
介護応援	福岡県による「介護応援宣言企業登録制度」に基づき、「福岡県介護応援宣言企業・事業所」の登録を受けている場合	3点
事業継続力強化	中小企業強靱化法（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律）に基づき「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けている場合	3点
ワンヘルスの推進	福岡県による「ワンヘルス宣言事業者登録制度」に基づき登録を受けている場合	3点
SDGsの推進	「福岡県SDGs登録制度」に基づき登録を受けている場合	3点
障がい者の文化芸術活動支援	一定額以上「まごころアート」の借受・購入を行った場合	3点
青少年育成の推進	「未来子どもチャレンジ応援事業者」の登録を受けている場合	3点
価格転嫁の推進	「パートナーシップ構築宣言」の登録を受けている場合	3点